

## 第1章 計画の概要



## 1. 計画策定の背景と趣旨

### (1) 計画策定の背景

近年わが国の少子化は、ますます進行し、平成17年（2005年）には合計特殊出生率<sup>※</sup>が1.26まで低下しましたが、平成18年（2006年）以降はわずかながら増加に転じ、平成25年（2013年）では1.43となっています。しかし依然として、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.08を下回っている状況が続いており、この流れは今後も続くと言想されています。

平成15年（2003年）には次世代育成支援対策推進法<sup>※</sup>が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主<sup>※</sup>および特定事業主<sup>※</sup>に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等から、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いているのが現状です。

また、仕事と子育ての両立支援である環境整備においては、量の確保が不十分であり、深刻な待機児童<sup>※</sup>問題が発生しています。

そこで、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て関連3法<sup>※</sup>」が制定され、平成27年度（2015年度）4月から「子ども・子育て支援新制度<sup>※</sup>」がスタートします。

### (2) 計画策定の趣旨

守口市では、平成17年（2005年）に「守口市次世代育成支援行動計画（前期計画）<sup>※</sup>」、平成22年（2010年）に「守口市次世代育成支援後期行動計画<sup>※</sup>」を策定し、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」を基本理念として、総合的な子育て支援に取り組み、子育て環境の充実に一定の成果を収めてきました。しかし、その一方で、乳幼児<sup>※</sup>数の減少が続いているにもかかわらず待機児童は依然として発生し続けており、市民のニーズを受け止め切れていないのが現状です。

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い就学前の教育・保育および地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

そこで、守口市では、地域の実情と近年の子どもを取り巻く環境を踏まえ、待機児童を一日も早く解消するとともに、就学前の子どもたちが、保育の必要性<sup>※</sup>の有無にかかわらず、就学前の教育・保育を受ける機会を広く確保するため、私立幼稚園とともに新たな認定こども園<sup>※</sup>制度も活用し、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを産み育てることができるまちの実現を目指して、「守口市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

### 2. 計画の全体像

#### (1) 守口市子ども・子育て支援事業計画の考え方

「守口市次世代育成支援行動計画<sup>※</sup>」は、子ども・子育てに関する総合的な施策を取りまとめたものでした。一方、新制度で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、区域ごとの「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画<sup>※</sup>」と定義しています。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法<sup>※</sup>で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を含め、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」の実現を目指し、守口市における総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会等さまざまな視点からの取組みを進めていくことが重要であると考えます。

#### (2) 子ども・子育て支援新制度の概要

##### ① 新制度のねらい

新制度では、下記の3つの改善をねらいとしています。

- 就学前の教育・保育の総合的な提供
- 就学前の保育の量的拡大・確保と就学前の教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

##### ② 新制度の内容

新制度の内容は、以下のとおりです。

- 認定こども園、幼稚園<sup>※</sup>、保育所<sup>※</sup>および保育園を通じた共通の給付  
(「保育所および保育園」は、以下「保育所」といいます。)
  - ・保育の必要性を認定し、その内容に応じた給付（施設型給付<sup>※</sup>）を行う。
- 認可を受けた事業者を通じた共通の給付
  - ・保育の必要性を認定し、その内容に応じた給付（地域型保育給付<sup>※</sup>）を行う。
  - ・地域型保育事業<sup>※</sup>にも給付措置をすることにより、就学前の保育の量的拡大・確保につながる。
- 認定こども園制度の改善
  - ・認定こども園への移行を促進することにより、就学前の教育と保育の量的拡大・確保を図る。
  - ・就学前の教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の改善、普及促進を図る。
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
  - ・保育の必要な子どもがいる家庭だけでなく、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的な子育て支援を計画的に推進する。

### 3. 計画の位置づけと期間

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき守口市子ども・子育て会議<sup>※</sup>の意見を聴いて策定する市町村子ども・子育て支援事業計画と位置づけ、次世代育成支援行動計画<sup>※</sup>（一部を除く。）および母子保健計画<sup>※</sup>を兼ねる計画とします。

#### (2) 他の計画との関係

本計画は、「第五次守口市総合基本計画<sup>※</sup>」の部門別計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえながら、「第五次守口市総合基本計画」が掲げる将来像「育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口」を目指し、その他関連計画との整合を図っています。

#### (3) 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間とします。



【新制度におけるサービスの全体像】

■ 子どもの認定区分、給付の内容および利用できる施設・事業

子どもの認定区分 (子ども・子育て支援法の条項)		給付の内容 (保育必要量)	利用できる 施設・事業
1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの (1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間*	認定こども園 幼稚園
2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間* 保育標準時間*	認定こども園 保育所
3号	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	認定こども園 保育所 地域型保育事業

■ 子ども・子育て支援給付に関する利用者区分

		各サービスの利用対象者の区分					
		0～2歳		3～5歳		6～11歳	12～14歳
年齢区分							
保育の必要性		あり	なし	あり	なし	-	-
利用対象者の認定区分等		3号	-	2号	1号	小学生	中学生
<b>1. 子どものための現金給付</b>							
児童手当*		●	●	●	●	●	●
<b>2. 子どものための教育・保育給付</b>							
施設型給付	①認定こども園	●		●	●		
	②幼稚園 (新制度へ移行する幼稚園)				●		
	③保育所	●		●			
地域型保育給付	①家庭的保育事業* (5人以下)	●					
	②小規模保育事業* (6～19人)	●					
	③居宅訪問型保育事業*	●					
	④事業所内保育事業*	●					

(注) 幼稚園については私学助成等の制度が残り、新制度への移行は設置者の判断によることとなるため、施設型給付の対象ではない幼稚園として存続する施設もあります。

●: 守口市で対象となる区分です。(但し、例外的な事例は除く。)

## ■ 地域子ども・子育て支援事業に関する利用者区分

年齢区分	各サービスの利用対象者の区分							
	-	0～2歳		3～5歳		6～11歳	12～14歳	15歳以上
保育の必要性	-	あり	なし	あり	なし	-	-	-
利用対象者の認定区分等	妊婦 または 保護者	3号	-	2号	1号	小学生	中学生	中学卒業後の 18歳未満の 子ども
3. 地域子ども・子育て支援事業(各事業の説明は次頁に掲載しています。)								
①利用者支援事業【新規事業】	●	●	●	●	●	●	●	●
②地域子育て支援拠点事業	●	●	●	●	●			
③妊婦に対する健康診査	●							
④乳児家庭全戸訪問事業	●	●	●					
⑤養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	●	●	●	●	●	●	●	●
⑥子育て短期支援事業		○	○	○	○			
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)		●	●	●	●	◎		
⑧一時預かり事業 (幼稚園における預かり保育を含む)			●		●			
⑨時間外保育事業(延長保育事業)		●		●				
⑩病児保育事業(病後児保育を含む)		●		●				
⑪放課後児童健全育成事業 (もりぐち児童クラブ※；入会児童室※)						☆		
⑫実費徴収に係る補足給付事業 【新規事業】		●		●	●			
⑬多様な主体の新制度への参入促進事業 【新規事業】								

(注) 上の表①～⑬の網掛け部分については、国の制度上は利用可能な区分です。

●：守口市で対象となる区分です。

○：守口市で今後、子育て短期支援事業のうち、ショートステイ事業の実施を予定している区分で、対象は就学前の子どもです。

◎：現在守口市では低学年(小学校1～3年生)のみを対象としています。今後は高学年(小学校4～6年生)まで拡大する予定です。

☆：現在守口市では、もりぐち児童クラブ(入会児童室)を実施しており、低学年(小学校1～3年生)のみを対象としています。国の制度上は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が対象です。

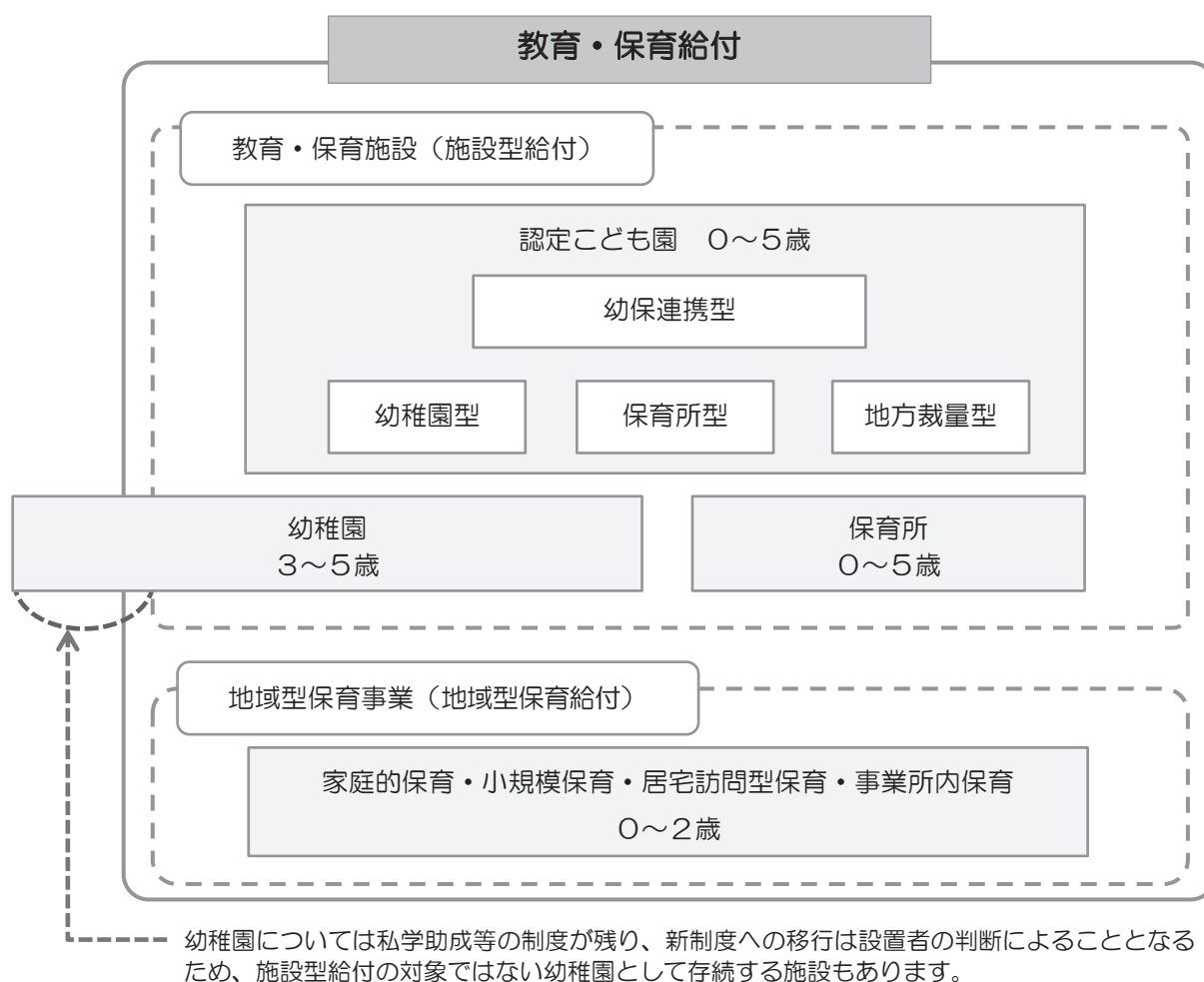
## 第1章 計画の概要

### ■ 地域子ども・子育て支援事業に係る各事業の概要

事業名	内容
①利用者支援事業【新規事業】	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児およびその保護者相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
③妊婦に対する健康診査	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
子どもを守る地域ネットワーク 機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会 <sup>※</sup> 等）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業 <sup>※</sup> （トワイライトステイ事業））
⑦ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
⑧一時預かり事業 （幼稚園における預かり保育を含む）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
⑨時間外保育事業（延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間および通常の利用日以外の日において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
⑩病児保育事業（病後児保育を含む）	病児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業
⑪放課後児童健全育成事業 （もりぐち児童クラブ：入会児童室）	就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
⑫実費徴収に係る補足給付事業 【新規事業】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業
⑬多様な主体の新制度への参入促進事業 【新規事業】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業



【新制度における給付のイメージ図】



認定こども園って、なあに？

- 就学前の教育と保育を一体的に行う施設です。
- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。
- 認定こども園を利用できるのは、0～5歳のお子さんです。  
(0～2歳のお子さんが通園する場合は、保育の必要性の認定を市から受ける必要があります。)

☆3つのポイント☆

1. 保護者の働いている状況に関わりなく、3～5歳のどのお子さんも、就学前の教育と保育を一緒に受けます。
2. 保護者が働かなくなった等、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
3. 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家族も、子育て相談や親子の交流の場等に参加できます。



【現行制度と新制度での教育・保育サービスの施設や事業の比較】

